

第 55 期熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（産業別）最低賃金
令和 7 年度第 1 回
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
専門部会議事要旨

1 日 時 令和 7 年 10 月 7 日（火） 10 時 00 分～12 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階 記者会見室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 宇土委員、加藤委員

（使用者代表委員） 岩永委員、小島委員、田尻委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （1） 部会長、部会長代理選任
- （2） 当専門部会の公開について
- （3） 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
- （4） 基本的見解の表明
- （5） 金額提示（金額審議を含む）
- （6） その他

5 議事要旨

- （1） 部会長、部会長代理の選出について
公益代表委員の中から部会長及び部会長代理を 1 名ずつ選出。
- （2） 当専門部会の公開について
運営規程第 7 条第 1 項但し書きに定める、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、また、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるため非公開とした。
- （3） 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
事務局より「最低賃金に関する基礎調査」、「特定（産業別）最低賃金改正に関する資料」、「熊本県の金融経済概観」、「熊本県鉱工業指数（生産・出荷・在庫）月報」、「熊本県内経済情勢報告」、「一般職業紹介状況」について説明。

- (4) 基本的見解の表明
労働者代表委員及び使用者代表委員から、それぞれ基本的見解の表明が行われた。
- (5) 金額提示
【1回目金額提示】
労働者側：2025年同意企業の賃金の最低額に関する労働協約の最も低い額を提示。
使用者側：県内のメーカー系労働団体加盟組合の春闘結果を参考に提示。
※乖離額 51 円
その後、公労使で意見交換を行い、公益代表委員による労使双方との個別確認を行った後、もう一度公労使で意見交換を行い閉会。
- (6) 事務局より次回、令和7年10月8日（水）14時30分に開催する旨を伝達。